

地方独立行政法人名張市立病院設立支援業務委託
審査評価基準

地方独立行政法人名張市立病院設立支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領4-(3)「審査方法及び評価基準」の規定に基づき、審査の評価基準を定める。

1. 評価の基本指針

本業務の提案を評価する際は、選定委員会において、提案者の実績、提案内容、見積価額等を書類又はプレゼンテーションで確認して評価し、本基準に基づき算定した評価点及び順位点により行うものとする。

2. 評価点の算出方法

選定委員は、書類審査及びプレゼンテーション審査において、各審査項目について5段階で評価する。(特に優れている…5点、優れている…4点、普通…3点、やや劣る…2点、劣る…1点)

評価点に評価係数を乗じた値を当該選定委員の合計評価点とする。

(評価点算出表)

	審査項目	評価点	評価係数	合計評価点
ア	提案者の規模、財政状況	1～5点	(実績評価) ×2	最大20点
イ	提案者の過去の受託実績	1～5点		
ウ	発注者との連絡調整の体制	1～5点	(提案評価) ×2	最大60点
エ	発注者への指導、助言及び研修の体制	1～5点		
オ	名張市立病院の課題分析と解決に向けた考え方	1～5点		
カ	地方独立行政法人の目標評価制度の検討方針	1～5点		
キ	地方独立行政法人の財務会計制度の構築方針	1～5点		
ク	地方独立行政法人の人事・給与制度の構築方針	1～5点	(価格評価) ×4	最大20点
ケ	見積金額と算出根拠の妥当性	1～5点		
合計				最大100点

3. 順位点の算出方法

選定委員ごとに、各提案者の合計評価点に基づき順位点を付与する。

(順位点算出表)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

4. 最適任者の決定

選定委員5名の順位点の合計が最も順位が高い提案者を最適任者とする。点数の同じ者が2者以上あるときは、提案見積額の低い提案者を最適任者とする。